

所得税確定申告が始まります！

受付期間 { 還付 2月 3日(月)~3月16日(月)
納付 2月17日(月)~3月16日(月) } 土日祝日を除く

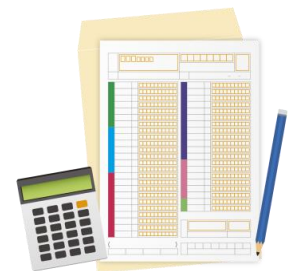
◆所得税の確定申告をする必要がある場合(例)

- ◇事業所得・不動産所得（賃料収入）がある場合
- ◇譲渡所得（令和元年中に不動産等を売却）がある場合
- ◇給与収入が2,000万円を超える場合
- ◇給与所得者のうち、年末調整済み給与以外の所得が20万円を超える場合
- ◇公的年金等の収入金額が400万円以下であるが、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える場合

※400万円以下で、雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告をする必要はありませんが、医療費控除などがある場合は住民税の申告をすることで、住民税が下がる場合があります。

- ◇生命保険等で満期・解約金がある場合
- ◇住宅ローン控除の適用をはじめて受ける場合
- ◇寄附金控除・医療費控除の適用を受ける場合 など

（詳しくはお知らせしんとく1月号をご覧ください）



◆所得税確定申告に必要なもの

- ◇印鑑
- ◇源泉徴収票や支払証明書（生命保険満期金など）
- ◇通帳（還付申告のみ）
- ◇収支内訳書（事業所得・不動産所得・譲渡所得がある場合）※役場窓口にあります
- ◇マイナンバーカードまたは通知カード及び本人確認書類（運転免許証など）
- ◇各種領収書または証明書

（生命保険料・地震保険料・国民健康保険税・国民年金保険料・寄附金など）

◆ふるさと納税をされた方へ

翌年度の住民税の寄附金税額控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請を行った場合であっても、①医療費控除等で所得税の確定申告をする場合、②6団体以上の自治体にふるさと納税を行った場合はその年のふるさと納税の全額について、所得税の確定申告をする必要があります。

申告書は帯広税務署、役場税務出納課、屈足支所のいずれかに提出してください。

（税務出納課課税係 64-0526）